

カンボジア王国  
国民 信仰 国王

カンボジア王国政府  
No. 208ANK. BK

禁止・制限品目のリストの実施に関する 2007 年 12 月 31 日付政令第 209 号の  
別添 2 の II 留意点の改正に関する政令

カンボジア王国政府は、以下を確認し

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する 2008 年 9 月 25 日付勅令第 NS/RKT/0908/1055 号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する 1994 年 7 月 20 日付勅令第 02/NS/94 号
- 閣僚評議会の組織と機能に関する法を公布する 1994 年 7 月 20 日付勅令第 02/NS/94 号
- 商業省設置法を公布する 1996 年 1 月 24 日付勅令第 NS/RKM/0196/16 号
- 経済財政省設置法を公布する 1996 年 1 月 24 日付勅令第 NS/RKM/0196/18 号
- 関税法を公布する 2007 年 7 月 17 日付勅令第 NS/RKM/0707/017 号
- 経済財政省の組織と機能に関する 2000 年 1 月 20 日付政令第 04.ANK.BK 号
- 商業省の組織と機能に関する 2007 年 8 月 1 日付政令第 91.ANK.BK 号
- 禁止・制限品目のリストの実施に関する 2007 年 12 月 31 日付政令第 209.ANK.BK 号
- 商業省からの提議書

次の通り決定する

第 1 条

禁止・制限品目のリストの実施に関する 2007 年 12 月 31 日付政令第 209 号の別添 2 の II 留意点の「このリストは、サンプル、個人所持品、引越し荷物、その他の同種のもの等、非商業目的の輸入又は輸出には適用されない。但し、非商業目的の輸入又は輸出であっても、輸出入の絶対禁止の対象となるもの又は公共安全に高いリスクを与えるものは、上記の例外の対象とはならない」を「このリストは、サンプル、個人所持品、引越し荷物、その他の同種のもの等、非商業目的の輸入又は輸出、並びに木製品(国内で植林された木を原材料とするもの)、竹、藤、ヤシ、葦及びつるの手工芸品で 1 個当たりの重量が 5 キログラム以下のもので、家庭用、装飾用、彫像等のものの商業目的の輸出には適用されない。但し、非商業目的の輸入又は輸出であっても、輸出入の絶対禁止の対象となるもの又は公共安全に高いリスクを与えるものは、上記の例外の対象とはならない。」に改正する。

第2条

本政令に反する全ての規程は無効とする。

第3条

閣僚評議会担当大臣、経済財政大臣、商業大臣、農林水産大臣、保健大臣、鉱工業エネルギー大臣、全ての関係省庁・機関の大臣及び次官、全ての特別市・州知事、民間セクター開発委員会は、所管に従い署名の日から本政令を施行する。

プノンペン 2011年9月8日

首相

署名

サムダッチ・アカ・モハ・セナ・バデイ・テコ フン・セン

写し提出先:

王宮省

憲法評議会事務局

上院事務局

国民議会事務局

王国政府事務局

首相府

副首相府

第3条に規定する通り

官報

公文書保管所

カンボジア王国政府首相サムダッチ・アカ・モハ・セナ・バデイ・デコ フン・セン首相に署名依頼を提出した。

上級大臣兼商業大臣

署名

チャム・プラシット

(注) 本文はあくまで仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じたいかなる損害に関しても責任は負いかねますので、正確を期すためには 原文をご参照ください。